

公印鑄造官司の変遷について

鍛冶司・典鑄司・内匠寮

Change of Official Seal Casting Officials

仁藤敦史

はじめに

① 印の制度

② 公印の始用年代

③ 印の鑄造

おわりに

【論文要旨】

本稿では、律令に規定された公印を鑄造する官司の変遷について考察した。『日本書紀』の記述には律令制下の鑄造印と連続する記載は見られないので、印の本格的な使用は文書行政および官僚制の整備される大宝令の施行以降であることは明らかである。内印（天皇御璽）・外印（太政官印）・諸国印・諸国印の4種の印が公式令に規定された公印であり、大宝令に諸国印の規定は存在しなかったが、養老令の部分施行として養老年間には省印レベルの使用が開始されていたことが確認される。

公式令に規定された公印の鑄造は、内印（天皇御璽）・外印（太政官印）は大宝元年（701）、諸国印は慶雲元年（704）が初鑄と考えられ、諸国印は中務省印がやや先行するものの、養老3年（719）の七省印の鑄造まで下ることが確認された。公印の鑄造体制を考える場合、約60面を製作した慶雲元年の諸国印の鑄造が大きな意味を持っていたことが推測され、その鑄造記事にのみ、担当官司の名前が「鍛冶司」と特記されていることは偶然ではない。

公印の鑄造は、令制では典鑄司が担当することになっていたが、典鑄司の雑工戸には、品部・雑戸のような固有の技術者定員が定められておらず、必要に応じて秦氏を中心とする新羅人の「雑工人」が主に「鑄工」として採用されていた。品部・雑戸を付属しないという点では先進的な形態であったが、そのため官司としての主体性に乏しく、設置当初のみならず、宝亀5年（774）の廃止まで、有効に機能しなかったと推測される。実質的には、恒常的な技術者編成と工房の存在により鍛冶司が初期には担当し、神亀5年（728）以降は、金銀工や銅鉄工の所属や、鑄造材料の保有などからすれば内匠寮が一貫して鑄造を担当したと推測される。